

防衛省職員生活協同組合生命共済事業細則

(平成6年6月6日制定)

一部改正 平成 7年 4月17日

平成 9年 6月25日

平成15年 4月18日

平成19年 4月18日

平成21年10月 1日

平成23年10月 5日

平成27年11月26日

平成29年10月13日

令和 3年10月25日

令和 5年11月30日

(通則)

第1条 防衛省職員生活協同組合（以下「組合」という。）が実施する生命共済事業については、組合の定款（昭和38年3月11日制定）及び生命共済事業規約（昭和62年3月30日制定）（以下「生命規約」という。）に定めるところによるほか、この細則に定めるところによる。

(被共済者の範囲)

第2条 生命規約第5条第2項に規定する「内縁関係にある者」とは、共済契約者（以下「契約者」という。）及び当該契約者と内縁関係のある者について、それぞれ婚姻の届出をしている配偶者がいない場合であつて、契約者と生計を一にし、かつ、同一所帯に属する者とする。

2 生命規約第5条第2項に規定する「生計を一にする」とは、共済契約者と同居している状態のほか、主として共済契約者（共済契約者の配偶者を含む。以下、この項において同じ。）の所得により生計を維持されている次のいずれかに該当する状態をいう。

(1) 各種共済組合又は健康保険において共済契約者の被扶養者に認定されている状態

(2) 共済契約者の所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）上の扶養親族に該当する状態

(3) 共済契約者の扶養手当上の被扶養者に該当する状態

(4) その他、共済契約者との生計関係が(1)～(3)に準ずると組合が認めた状態

3 前項の確認のため、組合は共済契約者に対し、健康保険証、課税証明、住民票及び戸籍謄本等の提出を求めることができる。

(死亡共済金受取人)

第3条 生命規約第6条第5項の規定に基づいて死亡共済金受取人を指定し又は指定した死亡共済金受取人を変更する場合、組合の生命共済事業事務取扱規則（以下「事務取扱規則」という。）に定める共済契約申込書及び変更届に自署しなければならない。

(共済契約の申込み時期)

第4条 生命規約第8条の規定による共済契約（以下「契約」という。）の申込みは、毎年6月中に行うものとする。

2 新たに組合員になった者及び組合が特に認めた場合は、前項に定める月以外の月にも契約の申込みをすることができる。

(健康に関する告知)

第5条 生命規約第8条第4号に規定による被共済者への質問に対する回答は、共済契約申込書記載の傷病等に関する共済契約申込時における健康状態についての告知とし、被共済者はこれを行わなければならない。ただし、被共済者がこどもの場合は、契約者がこどもに代わって告知するものとする。

2 前項の告知は、生命規約第12条の規定により契約を更新する者については、これを省略することができる。ただし、被共済者が共済契約の口数を増口する場合で、増口する契約に係る告知についてはこの限りでない。

(共済契約の成立及び効力)

第6条 第4条の契約は、生命規約第9条に定めるところにより当該申込みを承諾したときに成立するものとし、契約の効力は共済掛金の第1回目の払込みが行われた翌日から生じるものとする。

2 前項の場合において、共済掛金の払込みを給与から源泉控除する場合は、控除月の属する月の初日から効力が生じるものとする。ただし、源泉控除の申込日が控除月となる場合は、控除申込日の翌日から生じるものとする。

(解除の通知)

第7条 生命規約第16条に規定する契約の解除は、契約者に対し書面による通知によって行う。ただし、契約者が所在不明の場合その他正当な理由により契約者に通知ができない場合には、死亡共済金受取人に解除の通知を行うものとする。

(生死不明の場合)

第8条 生命規約第25条に規定する「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 被共済者が失踪宣告をうけたとき。

(2) 船舶又は航空機の事故及びその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち、全員が死亡又は行方不明になっている場合に、被

共済者の生死が危難の去った後 3 ヶ月間わからないとき。

- (3) 前号の危難に遭った者のうち、死亡又は行方不明となっている者が全員でない場合は、被共済者の生死が危難の去った後 1 年間わからないとき。

(大規模災害等発生時の共済金支払手順及び方法等)

- 第 9 条 組合は、大規模災害等（首都直下地震、南海トラフ地震、新型インフルエンザのパンデミック及びこれらと同程度の自然災害等をいう。以下同じ）に起因する共済金の支払請求があった場合は、生命規約に基づき共済金を査定の上、理事会が定める初度共済金支払枠（年度当初の異常危険準備金と偶発損失積立金のうち別に定める額との合計額とする。以下同じ）の範囲内で算出する仮払額を請求者に支払うものとする。
- 2 組合は、大規模災害等に起因する共済事故の集中により、支払うべき共済金の合計額が、初度共済金支払枠を超えることが予想される場合は、仮払額を除く共済金支払の分割、延期、削減等について、当該大規模災害等発生後可及的速やかに総代会を開催し、議決するものとする。
- 3 組合は、前項の場合に該当しないことが確認できた場合は、速やかに、共済金の査定額から仮払額を減じた金額を請求者に支払うものとする。
- 4 その他必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則 （平成 6 年 6 月 6 日）

この細則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 4 月 17 日）

この細則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 9 年 6 月 25 日）

この細則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 4 月 18 日）

この細則は、平成 15 年 4 月 20 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 19 年 4 月 18 日）

この規則は、平成 19 年 4 月 18 日から施行し、同年 1 月 9 日から適用する。

附 則 （平成 21 年 10 月 1 日）

この細則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 10 月 5 日）

この細則は、平成 23 年 10 月 5 日（生命共済事業規約の認可日）から施行する。

附 則 （平成 27 年 11 月 26 日）

この細則は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。

附 則（平成29年10月13日）

この細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和3年10月25日）

この細則は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和3年10月15日）から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和5年11月30日）

この細則は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和5年11月24日）から施行し、令和6年7月1日から適用する。